

第2章 資源循環型社会の構築

第1節 一般廃棄物

1 現 態

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造に加え、住民の都市型生活への志向は、ごみ排出量の増大や質の多様化をもたらし、その処理・処分に伴いダイオキシンの発生や最終処分場の確保難等の問題を引き起こしている。このような問題を解決するためには、これまでの廃棄物を効率よくかつ安全に処理・処分することから、ごみの排出をできるだけ抑制し、資源として有効利用できるものは極力再生利用する、新たな循環型処理システムへの転換が必要である。

環境に排出されるダイオキシンのうち、そのほとんどを一般廃棄物の焼却施設が占めているといわれ、県では、対策が困難な小規模施設を、ダイオキシン対策が可能な一定規模以上の全連続炉に集約することとし、平成10年3月「愛媛県ごみ処理広域化計画」（資料編10-1参照）を策定した。計画では、期間を概ね10年間とし、県内を5ブロックに分けて集約化を進めることとしており、ブロック内の市町村ではブロック協議会を設立し、過渡期の対応も含めて計画の推進を図っているところである。

一方、し尿や生活雑排水のいわゆる生活排水対策の推進も、身近な河川や海などの水質浄化を図るうえで重要な課題となっている。このため、し尿処理施設の高度処理を推し進めるとともに、生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の設置整備事業等を推進している。合併処理浄化槽については、平成11年3月、国の要請を受けた浄化槽工業会が単独処理浄化槽の製造を廃止したことから、今後さらに設置が進むことが期待されている。

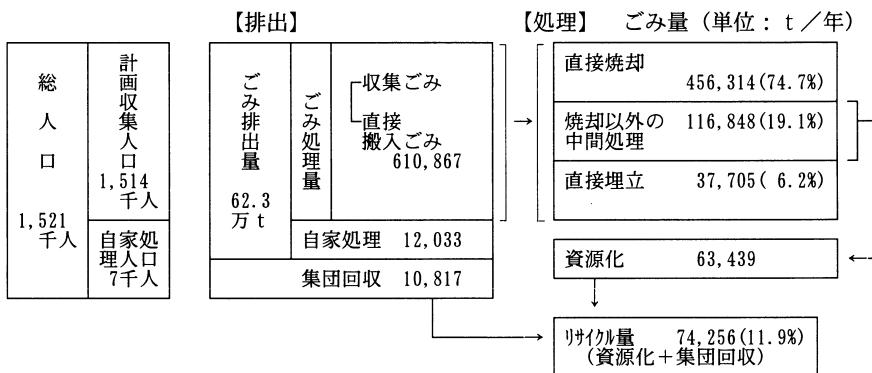
県では、ごみの減量、リサイクルの推進についての市町村の積極的な取り組み指導と併せて、市町村が実施するダイオキシン対策事業などに対して、技術的及び財政的援助を行うとともに、ごみ問題等に対する県民啓発を積極的に進めている。

① ごみ処理の状況

ごみ排出量の増加と処理困難物等への対応、資源化の推進等のため、積極的な施設整備を図っており、平成11年度末では、ごみ焼却施設36施設（能力2,067トン／日）（資料編10-2参照）、資源化施設であるリサイクルプラザ・センター5施設（98トン／日）などが整備されている。また、県人口の99.5%（1,514千

人)について、ごみの収集処理が行われており、表2-10-1のとおり年間総排出量は約62.3万トンとなっている。そのうち、収集ごみ及び直接搬入ごみの74.7%が焼却施設で処理され、6.2%が埋立処分、約7.4万トンが資源化され、総排出量のリサイクル率は11.9%となっている。

表2-10-1 ごみの排出及び処理状況（平成11年度速報値）



② し尿処理の状況

し尿の処理は、し尿処理施設、浄化槽、コミュニティ・プラント及び公共下水道により行われている（表2-10-2）。

汲み取りし尿人口は、約43万6千人で県人口の28.7%に相当する。また、し尿処理施設は、24施設（1,591kℓ／日）が整備されている（資料編10-3参照）。

浄化槽は、約20万1千基が設置され、処理人口は約60万9千人であり、普及率は約40.0%である。

コミュニティ・プラントは、11施設で処理人口は約7.6千人であり、普及率は約0.5%である。

なお、施設整備事業の概要を表2-10-3に示す（一般廃棄物最終処分場の現況は資料編10-4参照）。

表2-10-2 し尿処理の状況（平成11年度速報値）

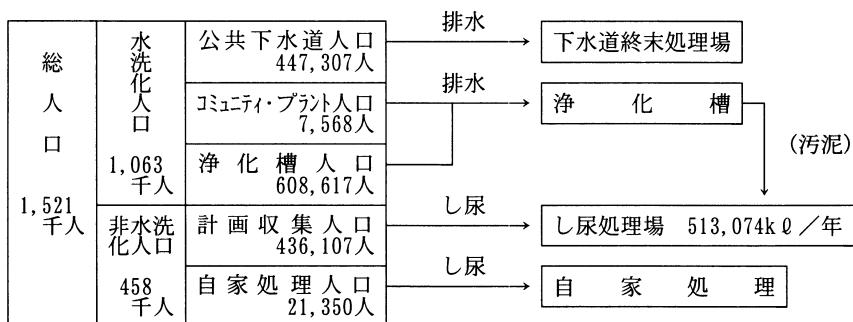


表2-10-3 施設整備事業の概要（平成11年度事業）

事業名	箇所数	市町村名
し尿処理施設整備事業	1箇所	大洲喜多衛生事務組合
汚濁再生処理センター整備事業	2箇所	土居町、伊予市・松前町共立衛生組合
ごみ燃料化施設整備事業	1箇所	砥部町
ごみ焼却施設整備事業	3箇所	砥部町、北条市、道前福祉衛生事務組合
リサイクルプラザ整備事業	1箇所	南宇和衛生事務組合
埋立処分地施設整備事業	2箇所	松山市、大島地区衛生事務組合
合併処理浄化槽設置整備事業	45市町村 1,867基	新居浜市、野村町、城川町、川之江市、伊予三島市、土居町、小松町、宇和町、松野町、西条市、砥部町、明浜町、津島町、三間町、広見町、松山市、今治市、伊予市、菊間町、小田町、双海町、肱川町、日吉村、五十崎町、宇和島市、大西町、重信町、内海村、大洲市、川内町、柳谷村、松前町、内子町、北条市、玉川町、東予市、丹原町、河辺村、三瓶町、吉田町、城辺町、御荘町、新宮村、瀬戸町、一本松町
特定地域生活排水処理事業	1町	中山町

③ 一般廃棄物焼却施設のダイオキシン濃度測定結果

市町村が設置するごみ焼却施設について、平成9年12月から強化、適用された維持管理基準等の遵守を指導するとともに、施設の改造、燃焼ごみの分別等ダイオキシン削減対策の徹底を図った。なお、平成10年12月1日から適用された構造・維持管理基準については、すべての施設が適合していたが、平成14年12月から適用される基準に対しては大幅な改造を必要とする施設が多く、今後早急な対応が必要である。

平成8年、9年度に続き、ごみ焼却施設からのダイオキシンの排出実態を調査したところ、県内の施設では緊急削減対策を必要とする80ng(ナノグラム)／Nm³を超えた施設はなく、ダイオキシン排出濃度は、0.01～47ng／Nm³の範囲で、平均値は6.3ng／Nm³であり、平成8年度と比べ、平均値は約3分の1となっている（資料編10-5参照）。

また、民間が設置する一般廃棄物の焼却施設6施設では、ダイオキシン排出濃度は0.01～14ng／Nm³の範囲で平均値は2.1ng／Nm³であり、基準を超える施設はなかった（表2-10-4、資料編10-6参照）。

表2-10-4 一般廃棄物焼却施設のダイオキシン排出濃度

【市町村のごみ焼却施設】

年 度	稼働施設数 (炉数)	ダイオキシン排出濃度(ng／Nm ³)	
		最 小 値～最 大 値	平 均 值
平成8年度	38(63)	0.20～73	18.0
平成9年度	37(62)	0.05～53	12.4
平成10年度	36(61)	0.09～48	8.9
平成11年度	36(61)	0.01～47	6.3

【民間が設置する焼却施設】

年 度	稼働施設数 (炉数)	ダイオキシン排出濃度(ng／Nm ³)	
		最 小 値～最 大 值	平 均 值
平成10年度	6(7)	0.0024～58	9.8
平成11年度	6(7)	0.014～14	2.1

2 対 策

一般廃棄物の処理は、これまでの大量の廃棄物をもっぱら焼却や埋立てによって処理するシステムを変更し、廃棄物を資源として捉え、資源の有効利用、環境への負荷の低減の観点から積極的にリサイクルを行う、資源循環型の処理体制への転換を図ることとしている。このため、これまでの大気汚染、水質汚濁等公害防止のための施設整備及び適切な維持管理の推進に加えて今後は、平成10年3月に策定した「愛媛県ごみ処理広域化計画」に基づき、積極的なごみの減量化、リサイクルの推進を図りながら、ごみ焼却施設、資源化施設、最終処分場等について広域的な整備を行うこととしている。

また、ごみ焼却施設は、将来的には、ダイオキシン恒久対策として高度なダイオキシン処理機能を有する大規模施設に集約することとしているが、ごみ焼却施設からのダイオキシン排出量を早急に削減することが求められており、平成14年12月から強化される構造・維持管理基準にできるだけ早く適合させる必要がある。現在、ブロック内の市町村は協議会などを設立し、広域化計画に基づく周辺施設との集約化、早期の施設改造などの過渡期の対応、将来の施設整備計画について協議を始めているが、県としても、広域化計画の具体化に向けて必要に応じて市町村間の調整を行い、ダイオキシン対策の施設整備に対する財政支援と併せダイオキシンの排出削減を図っていくこととしている。

その他ごみ焼却にかかるダイオキシン削減対策としては、県有の焼却施設の使用中止、学校での焼却炉の使用中止を行うとともに、市町村を通じ簡易小型焼却炉でのごみ焼却の抑制を図ってきたところであるが、今後とも安易な焼却をやめダイオキシン対策の完備した市町村施設で処理するよう積極的に指導を行うこととしている。

第2節 産業廃棄物

1 現 態

産業廃棄物には、燃え殻、汚泥、廃油等19種類が定められており、その排出及び処理状況、処理施設の設置状況は次のとおりである。

① 発生・排出状況

平成6年度の産業廃棄物の発生量は10,294千トン、発生量から有価物などを除いた排出量は9,553千トンと推計される。

ア 業種別排出状況

業種別にみると、製造業が6,312千トン（排出量の66%）で最も多く、以下、農業が1,247千トン（同13%）、建設業が1,048千トン（同11%）、電気・水道業が492千トン（同5%）、鉱業387千トン（同4%）等となっており、この5業種で全体の99%を占めている。

業種別排出量 (単位:千トン／年)

業種	排出量	構成比(%)
製造業	6,312	66
農業	1,247	13
建設業	1,048	11
電気・水道業	492	5
鉱業	387	4
その他	67	1
合計	9,553	100

イ 種類別排出状況

業種別にみると、汚泥が6,165千トン（排出量の65%）で最も多く、以下、家畜ふん尿が1,243千トン（同13%）、がれき類が959千トン（同10%）、ばいじんが321千トン（同3%）、木くずが258千トン（同3%）、燃え殻が196千トン（同2%）等となっており、この6業種で全体の96%を占めている。

種類別排出量 (単位:千トン／年)

業種	排出量	構成比(%)
汚泥	6,165	65
家畜ふん尿	1,243	13
がれき類	959	10
ばいじん	321	3
木くず	258	3
燃え殻	196	2
その他	411	4
合計	9,553	100

ウ 圏域別排出状況（建設業を除く）

圏域別にみると、宇摩圏が4,138千トン（排出量の49%）で最も多く、以下、新居浜・西条圏が1,692千トン（同20%）、松山圏が1,222千トン（同14%）、八幡浜・大洲圏が754千トン（同9%）、今治圏が368千トン（同4%）、宇和島圏が332千トン（同4%）等となっている。

圏域別排出量 (単位:千トン／年)

業種	排出量	構成比(%)
宇摩圏	4,138	49
新居浜・西条圏	1,692	20
今治圏	368	4
松山圏	1,222	14
八幡浜・大洲圏	754	9
宇和島圏	332	4
合計	8,506	100

② 処理・処分状況

県内で発生した産業廃棄物が10,294千トンの発生から処理までの概要は次の表のとおりである。

- 資源化状況をみると、排出事業者自らが再生利用し、又は他人に有償で売却したものと、処理業者が中間処理後再生利用したもの等を含めた資源化量の合計は、2,753千トン（資源化率27%）となっている。
- 減量化状況をみると、排出事業者自らが中間処理を行って減量したものと、自治体や処理業者が中間処理を行って減量したものと含めた減量化量の合計は、5,219千トン（減量化率51%）となっている。
- 最終処分状況をみると、排出事業者自らが埋立処分したものと、自治体処理業者が未処理のまま最終処分したものを、さらに、自治体や処理業者が中間処理後に最終処分したものを含めた最終処分量の合計は、2,304千トン（最終処分率22%）となっている。

③ 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の状況

他人の産業廃棄物業及び特別管理産業廃棄物の処理を業として行う者は、知事の許可を受けることが義務付けられている。平成11年度末の産業廃棄物処理業者の許可件数は、表2-11-1のとおり収集・運搬業が882業者で全体の86.0%を占めており、処分業が143業者となっている。

また、特別管理産業廃棄物処理業者の許可件数は128業者で、その内訳は、表2-11-2のとおりとなっている。

表2-11-1 産業廃棄物処理業の許可状況

(平成12年3月31日現在)

		収集運搬業	処 分 業	計
平成10年度までの許可		815	125	940
平成11年度	新規許可	109	19	128
	更新許可	133	22	155
	変更許可	(35)	(12)	(47)
	廢 止	5	1	6
	失 効	37	0	37
累 計		882	143	1,025

表2-11-2 特別管理産業廃棄物処理業の許可状況

(平成12年3月31日現在)

		収集運搬業	処分業	計
平成10年度までの許可		118	10	128
平成11年度	新規許可	11	1	12
	更新許可	12	0	12
	変更許可	(0)	(0)	(0)
	廃止	1	1	2
	失効	3	2	5
累計		125	8	133

④ 産業廃棄物処理施設の設置状況

汚泥の脱水施設、最終処分場等16種類が産業廃棄物処理施設として定められており、知事の許可を受けることが義務付けられている。平成11年度末の産業廃棄物処理施設は表2-11-3のとおり367施設となっており、その内訳は、中間処理施設319施設、最終処分場は48施設となっている。

表2-11-3 産業廃棄物処理施設の許可状況

(平成12年3月31日現在)

施設の区分		許可
中間処理施設	汚泥の脱水施設	248
	汚泥の乾燥施設	4
	汚泥の焼却施設	14
	廃油の油水分離施設	2
	廃油の焼却施設	5
	廃酸・廃アルカリの中和施設	2
	廃プラスチック類の破碎施設	1
	廃プラスチック類の焼却施設	12
	汚泥のコンクリート固化施設	3
	シアシンの分解施設	1
上記以外の焼却施設		27
最終処分場		48
合計		367

⑤ 特別管理産業廃棄物の種類別・業種別排出状況

特別管理産業廃棄物の種類別・業種別排出状況は、表2-11-4及び次に示すとおりである。

排出量は5,200トンであり、種類別にみると感染性廃棄物が2,753千トンで最も多く、全体の53%を占めている。以下、廃酸の1,063トン(20%)、特定有害産業廃棄物の862トン(17%)、廃油の465トン(9%)、廃アルカリの57トン(1%)となっている。

業種別では、サービス業が2,730トンと最も多く、全体の約半分を占めており、そのほとんどは、医療業からの感染性廃棄物である。

また、その他で排出量の多い業種は、製造業の2,428トンであり、中でも化学、金属及び電気機器の3業種から廃酸や特定有害産業廃棄物が多く排出されている。

表2-11-4 種類別・業種別排出状況（平成6年度実態調査結果による推計値）

(単位:トン/年)

種類 業種	合計	廃油 引火点70°C 未満	廃酸 PHが2.0 以下	廃アルカリ PHが12.5 以上	感染性 産業廃棄物	特定有害 産業廃棄物
合 計	5,200 (100)	465 (9)	1,063 (20)	57 (1)	2,753 (53)	862 (17)
鉱 業	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
建 設 業	42 (1)	6 (0)	(0)	(0)	(0)	36 (1)
製 造 業	2,428 (47)	452 (9)	1,057 (20)	53 (1)	45 (1)	821 (16)
電 気・水道業	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
運 輸・通信業	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
卸・小売業	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
サ ー ビ ス 業	2,730 (53)	7 (0)	6 (0)	4 (0)	2,708 (52)	5 (0)

注1 表中の「-」は、1kg未満を表す。

2 ()は、排出量の合計を100%とした構成比である。

2 対 策

産業廃棄物の最終処分場の逼迫やダイオキシン問題、不法投棄等の問題を踏まえ、平成9年12月以降、順次廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、廃棄物処理施設の設置許可手続きの明確化や施設の構造・維持管理基準の強化並びに罰則の強化等がなされたことから、この法改正に対応するため、事業者及び処理業者等に対する法令講習会による周知徹底や立入検査の拡充並びに、施設の設置許可にあたり専門家の意見を聴く審査会を設置するなどの対策を講じた。

また、愛媛県廃棄物処理施設廃棄物交換情報制度により再利用・再資源化の促進など、産業廃棄物の適正処理を推進するための施策を講じるとともに、平成8年度に策定した「第4次愛媛県産業廃棄物処理計画」の処理目標を達成するため、廃棄物処理法第12条の5の規定に基づき、産業廃棄物を多量に生ずる事業場を設置している事業者に対し、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の達成を指示した。

① 廃棄物交換情報制度

「廃棄物交換情報制度」は、廃棄物を排出する事業所に対し、有用可能な廃棄物の需給状況を調査し、これらの情報を事業者に通知するとともに斡旋を行い、企業間の交換を促し、有効資源としての活用を促進しようとするものであり、社団法人愛媛県産業廃棄物協会に委託して実施しているものである。

ア 平成11年度廃棄物交換情報制度の実績

平成11年度は、建設業及び製造業の600事業者を対象に需給調査を行ったところ、需要希望廃棄物が6件、提供希望廃棄物が128件の情報を得ることができた。

この結果を「産廃情報」に掲載し、事業者・処理業者等に廃棄物の性状、成分等の名称等の条件に基づき取引斡旋を行ったが、取引成立には至らなかった。

なお、この制度に併せて、山口、香川、福岡、大分、広島、岡山、兵庫の各県及び福岡、北九州、大牟田、大分、広島、呉、福山、岡山の各市との間で地域的な情報交換を行った。

イ 情報提供事業

産業廃棄物の適正処理及び再利用、再資源化に関する情報を提供するため、「産廃情報」を年3回、各1,200部発行し事業者、処理業者、関係団体等に配布した。

平成11年度の発行状況は、表2-11-5のとおりである。

表2-11-5 「産廃情報」の発行状況

発行日	主な内容
平成11年11月15日 (第64号)	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/>えひめ循環型社会推進計画の策定方針について<input type="radio"/>建設廃棄物処理自主基準について<input type="radio"/>（社）産業廃棄物協会への入会ご案内について
平成11年12月1日 (第65号)	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/>廃棄物需要調査の結果まとまる ～廃棄物交換情報制度～<input type="radio"/>廃棄物行政プロジェクト報告案について ～厚生省水道環境部～<input type="radio"/>建設汚泥のリサイクルについて ～「建設汚泥のリサイクル指針」策定に向けて～<input type="radio"/>建設汚泥のリサイクルへの取り組みについて<input type="radio"/>建設汚泥を焼成し建材に再資源化することについて<input type="radio"/>（社）産業廃棄物協会への入会ご案内について
平成12年2月10日 (第66号)	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/>廃棄物行政プロジェクト報告案について<input type="radio"/>産業廃棄物マニフェストについて<input type="radio"/>産業廃棄物Q&Aについて<input type="radio"/>（社）産業廃棄物協会への入会ご案内について

② 産業廃棄物処理業者研修

産業廃棄物処理業者の資質の向上を図るため、「収集運搬」過程及び「処分」過程の研修会を社団法人愛媛県産業廃棄物協会に委託して実施した。

その概要は、表2-11-6のとおりである。

表2-11-6 研修会の開催状況

研修会	「収集運搬」過程	「処分」過程
期間	平成11年8月23日	平成11年9月1日
場所	にぎたつ会館（松山市）	にぎたつ会館（松山市）
受講者	186名	75名
講義	産業廃棄物処理行政、産業廃棄物研修内容処理の実態と課題、産業廃棄物処理に係る経営管理、業務管理、収集運搬概論	産業廃棄物処理行政、産業廃棄物処理の実態と課題、産業廃棄物処理に係る経営管理、業務管理、処分概論

③ 事業者、処理業者の監視・指導

ア 産業廃棄物処理施設適正管理指導

最終処分場の施設の管理状況を監視・指導するため、立入調査を実施している。その概要は、表2-11-7のとおりである。

表2-11-7 最終処分場立入調査状況

所管保健所名	安定型処分場	理型処分場
伊予三島	—	2
新居浜	—	3
西条中央	—	3
今治中央	5	2
松山中央	1	3
大洲	13	1
八幡浜中央	5	—
宇和島中央	8	—
合計	32	14

イ 最終処分場水質検査

県下の管理型最終処分場 9箇所について、浸出水、下流の河川等の水質検査を行った。検査の状況は次のとおりである。

- ・検査回数 年 6 回

- ・検査項目

水温、pH、BOD、SS、溶解性鉄、溶解性マンガン、カドミウム、全シアン、有機リン、鉛、六価クロム、ひ素、緑水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、ジクロロメタン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、ベンゼン、チカラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン

ウ 廃棄物焼却施設の立入調査

廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類を削減するため、平成9年12月1日から施行された新たな構造・維持管理基準及び処理基準について、廃棄物焼却施設設置者のダイオキシンの測定実施等の遵守状況を把握するとともに、改善指導を行うため、立入調査を実施した。

- ・立入調査回数 年 3 回
- ・基準の遵守状況 全ての施設が基準に適合
- ・ダイオキシンの測定結果 (H11年度)

施設数	測定結果 (ng/Nm ³)		
	最小値	最大値	平均値
61	0.00	76	5.4

④ 愛媛県廃棄物処理施設設置審査会の設置

法改正に伴い、廃棄物処理施設のうち焼却施設及び最終処分場の設置許可に当たっては、専門的知識を有する者の意見を聞くことが必要となったため、愛媛県廃棄物処理施設設置審査会を設置した。

- ・設置年月日 平成10年6月17日
- ・委員構成 10名(学識経験者6名、行政(県)4名)

⑤ 法令講習会の開催

排出事業者及び処理事業者を対象に廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等の説明会を表2-11-8のとおり開催し、その周知徹底を行い資質の向上を図った。

表2-11-8 法令講習会開催状況

日 時	会 場 (住 所)	参 加 者
平成11年5月19日(水) 13時30分～	県庁第二別館 松山市一番町4丁目4-2	186人
平成11年5月20日(木) 13時30分～	宇和島地方局 宇和島市天神町7	78人
平成11年5月21日(金) 13時30分～	八幡浜地方局 八幡浜市北浜1-3-37	112人
平成11年5月24日(月) 13時30分～	今治建設会館 今治市北宝来町2-3-17	139人
平成11年5月25日(火) 13時30分～	西条地方局 西条市喜多川796-1	188人

⑥ 不法投棄防止対策

ア 地方局ごとに「不法投棄防止対策推進協議会」を設置し、次の事項に係る具体策を効果的に推進するため実施方法等の打合せを行った。

- ・不法投棄防止のための監視
- ・不法投棄防止に関する意識の啓発
- ・不法投棄物の処理
- ・その他、不法投棄防止のための具体策の推進

また、地域の実情に応じた不法投棄防止活動を迅速かつ的確に行うため、市町村及び関係機関等による合同パトロール、不法投棄物の撤去並びに広報誌による啓発等を実施した。

イ 不法投棄等の不適正処理を監視するため、愛媛県消防防災ヘリコプターを活用したスカイパトロールを実施するとともに、各中央保健所に配備した環境パトロールカーを使用し、住民からの苦情や通報にも迅速に対応した。

⑦ 財団法人愛媛県廃棄物処理センター

廃棄物の適正処理及び最終処分場の安定的・長期的な確保を図るために、平成5年9月、財団法人愛媛県廃棄物処理センターを設立し、東・中・南予の地域特性

に応じた処理施設を整備することとしている。

平成12年1月17日から、新居浜市磯浦町の東予事業所で焼却溶融施設の操業を開始した。

(団体の概要)

- ・所在 地 松山市一番町四丁目4番地2
- ・設 立 平成5年9月1日
- ・基本財産 1,000万円
- ・役 員 理事長 三木輝久（愛媛県中小企業団体中央会会長、(社)愛媛県紙パルプ工業会会長）
副理事長 佐藤晃一（愛媛大学農学部名誉教授）
専務理事 武智勝久（愛媛県県民環境部長）
その他理事 15名
監 事 2名

(東予事業所の概要)

- ・所在 地 新居浜市磯浦町18番78号
- ・施設概要
 - ア 焼却・溶融施設
 - スラグ排出型ロータリーキルン方式 24時間全連続運転
 - ・処理能力
 - (7) 焼却・溶融施設 100t/日 (50t/日 2系列)
 - (4) 破碎機 10t/日
 - (9) 汚泥乾燥機 53t/日
 - ・処理物 医療廃棄物、焼却灰、廃家電品、廃タイヤ、下水道汚泥、
廃油、廃プラスチック類等
- (東予地区26市町村から排出されたものに限る。)
- イ 休養施設（研究研修施設を併設）
 - 1階 入浴施設、休憩室 焼却・溶融施設の余熱利用
 - 2階 多目的ホール、和会議室
- ウ 研究研修施設
 - 分析室 焼却・溶融施設 2階 クリーンルーム、各種分析機器
 - 会議室 管理棟 2階、休養施設 2階

第3節 ごみの減量化及びリサイクルの推進

今日の社会経済活動は、ごみ排出量の増大や質の多様化をもたらし、その適正処理が強く求められるとともに、これまでの集めて、燃やして、埋め立てる処理システムから、ごみを減らし、経済社会システムにおける物質の循環を促進し、リサイクルを推進する循環型処理システムへの転換を図っていくことが急務となっている。

このため、一般廃棄物の容積比で6割を占めるといわれている容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集、再商品化を促進する「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が平成9年度から本格施行され、県下では68市町村が、計画に基づき、順次分別収集と再商品化に取り組んでいるところである。

また、平成10年6月には、廃家電製品のリサイクルをメーカー等に義務付ける「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）が制定され、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4品目を対象に平成13年4月から施行されることとなっている。

県においては、県民へのごみの減量やリサイクルに対する意識啓発を図るとともに、市町村への支援を図っている。

① ごみの減量化・リサイクル推進についての普及啓発

ア 容器包装リサイクル啓発講座の開催

消費者、事業者、市町村職員に対して、容器包装リサイクル法の完全施行に向け、分別収集、再商品化の促進及びそれぞれの役割について理解を深めるため啓発講座を開催した。

- ・日時 平成11年10月29日（金）
- ・場所 県民文化会館真珠の間
- ・内容 「容器包装リサイクルへの取り組み」、「容器包装廃棄物のリサイクルの現状及び完全施行に向けて」をテーマとした講演
- ・対象 消費者、事業者、市町村職員

イ 容器包装リサイクルリーフレットの作成・配布

消費者、事業者、市町村の同法に基づく、分別排出、分別収集、再商品化の取組みを促進するため、リーフレットを作成し配布した。

- ・規格等 A4判、4色刷り、8頁、15,000部

ウ 愛媛県ごみ減量化推進会議の運営

緊急の課題となっているごみ問題に県民総ぐるみで対処するため、構成団体を中心とするごみ減量化・資源化の実践活動を促進した。会議では、「えひめ循環型社会推進計画」の骨子に対する意見を求めた。

- ・委員 55名
- ・会議 平成12年2月24日（木）

エ 啓発資料等の作成・配布

ごみの減量化及びリサイクルを促進するため、ごみ減量化・リサイクル推進週間（5月30日～6月5日）及び月間（10月）啓発ポスターの作成や、環境教育の始まる小学4年生を対象とした啓発用まんが「ごみとりサイクル」、情報誌「リサイクルえひめ」を発行し、関係機関に配布して意識啓発を図った。

オ リサイクル指導者養成講座の開催

地域におけるリサイクル活動の指導者を養成し、リサイクル活動の全県的な推進を図るために開催した。

日 程	場 所	人 数
平成12年2月18日（金）	今治地場産業振興センター	51
23日（水）	松山地方局保健部講義室	48
16日（水）	八幡浜地方局大会議室	53

② えひめ循環型社会推進計画策定

大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた現在のあり方を見直し、環境への負荷を軽減し、資源を有効に活用することにより、ごみの減量化やリサイクルを進める循環型社会を形成するため、「えひめ循環型社会推進計画策定委員会」を設置し、「えひめ循環型社会推進計画」を策定した（資料編10-7参照）。

- ・策定委員会委員 12名
- ・委員会開催状況

日 程	場 所	検 討 内 容
平成11年9月13日(月)	県庁第1別館11階大会議室	アンケート、ヒーリング調査、今後のスケジュール他
平成11年11月26日(金)	県庁第1別館11階大会議室	アンケート調査結果、推進計画の構成他
平成12年2月21日(月)	愛媛県分庁舎3階大会議室	推進計画の素案他
平成12年3月23日(木)	愛媛県分庁舎3階大会議室	推進計画の決定

③ 容器包装廃棄物のリサイクルの状況

深刻化するごみ問題の解決に向けて、平成7年6月に制定された容器包装リサイクル法に基づき、市町村においては、平成8年度に、平成9年度から13年度までの第1期5ヶ年に係る「市町村分別収集計画」を策定し、県においては「愛媛県分別収集促進計画」を策定したところである。

平成9年4月から、容器包装リサイクル法が本格施行され、市町村は順次分別収集に取り組み、概ね順調な滑り出しをしており、計画3年目となった平成11年度における、びん、缶、ペットボトル、飲料用紙パックなどの分別収集の状況は、計画量23,400トンに対し、収集量19,810トン、約85%の達成率となった（資料編9-8参照）。

住民の協力による市町村の分別収集の取組みは、リサイクル率の向上など一定の成果を上げている。

なお、平成12年度からは、適用が猶予されていたその他プラスチック製容器包装、その他紙製容器包装、段ボールが対象品目として加わり、容器包装リサイクル法が完全施行されることから、市町村では現計画の見直しを行うとともに、平成12年度を初年度とする分別収集計画を策定し、これを受けて県では、分別収集促進計画の改定を行った。

容器包装廃棄物のリサイクルの促進を図るためにには、消費者は、市町村が行う分別収集に協力して分別排出に努め、市町村は収集体制や保管施設等の整備を進めて行く必要があるため、県としては、県民への意識啓発と市町村に対する指導・支援に努めている。